# 中国における人工授精子をめぐる裁判 実務の形成過程

一婚内子の推定の範囲とその否認の実務を中心に (付:人類補助生殖技術管理辨法)

長 友昭

目次

- I はじめに
- Ⅱ 裁判事例
  - 1 初期の裁判事例
  - 2 公報案例での扱い
  - 3 公報案例から指導性案例50号へ

Ⅲ むすび

付:人類補助生殖技術管理辨法

#### I はじめに

中国においては、一人っ子政策の影響もあって、少子高齢化が急速に進んでいる。最近、一人っ子政策自体は廃止され、2016年からはすべての夫婦に2人目の子が法的にも認められたものの、人々の考え方はすぐには変わるものではなく、晩婚晩育政策などから、人工生殖も増加しており、その負の影響にも注目が集まっている<sup>1</sup>。

中国における人工授精をめぐる法律問題としては、旧来の状況を説明するもの<sup>2</sup>、法制度と裁判例を詳細に紹介するもの<sup>3</sup>、立法論や学説を踏まえた分析をするもの<sup>4</sup>などがあり、大変参考になる。本稿では、近時この分野において公表され、特にAID子とその父の親子関係等について判断した最高人民法院の指

<sup>1</sup> 例えば、メイ・フォン著、小谷まき代訳『中国「絶望」家族――「一人っ子政策」は中国をどう変えたか』草思社、2017年、特に309頁以降では、著者の中国における生殖補助医療の体験も記されている。なお、本書には阿古智子による書評がある。阿古智子「中国「絶望」家族、メイ・フォン著――人口政策の矛盾を鋭く分析(この一冊)」日本経済新聞2017年10月28日27面参照。また、BS1スペシャル「いのち爆買い~米中・過熱する不妊ビジネス~」2017年12月24日放送等もある。

<sup>2</sup> 段匡=楊永庄「中国の人口政策と民法」野村好弘=小賀野晶一編「人口法学のすすめ――少子化社 会と法学の課題」信山社出版、1999年、312-335頁。

<sup>3</sup> 家永登「中国における人工生殖の現状と法規制」『専修法学論集』93号、2005年3月、187-209頁。

<sup>4</sup> 夏芸「中国における生殖補助医療の状況」東洋文化研究10号、2008年3月、71-97頁。

導性案例50号の意義<sup>5</sup>をより深く理解するために、関連する法的根拠を示しながら、AID子の父に関するこれ以前の裁判実務やその法的根拠のありかたとその形成過程を明らかにすることを目的とする。具体的には、婚内子<sup>6</sup>の推定の範囲と婚内子の否認をめぐる議論について、資料となる裁判事例等のテキストを示しながら検討していく。また、議論の参考として「人類補助生殖技術管理辨法」を文末に付した。

## I 裁判事例

### 1 初期の裁判事例

#### (1)背景

ここでは、上海の法院が受理した中国の大陸における第一例目とされる人工 授精子扶養紛争事件と関連事例について検討する<sup>7</sup>。

中国においては、1983年に湖南医学院生殖工程研究組が冷凍精液を用いた人工授精に成功し、これによって嬰児が順調に誕生した。1984年には上海第二医学院が洗浄済みの夫の精子を用いて人工授精を行い、これに成功した。1986年には青島医学院で中国で第一番目の人類精子バンクが設立された<sup>8</sup>。その後、中国における人工授精子は増加し続けたが、これに伴う法的な問題も表面化するに至った。その最初期の事例とされるものが、上海で受理された。すなわち、上海市の法院が、大陸で初めて生じた人工授精子の扶養事件を1987年に受理し(便宜上「1987年事件」と称する)、1988年にも別の同様の事件を受理したものである(「1988年事件」)。これらの事件を紹介する文献によれば、2つの事件の概要は以下のとおりである<sup>9</sup>。

<sup>5</sup> なお、指導性案例50号については、日本の実務との比較の視点から検討した長友昭「中国における人工授精子の法的保護をめぐる議論――指導性案例50号の検討と比較法的分析」法政理論50巻2号、2018年3月も参照されたい。

<sup>6</sup> 日本法においては、嫡出推定や嫡出否認など、「嫡出子」の語が民法の条文において用いられており、学説上も定着している。これに対し、中国法では婚姻法の条文においても学説上も「婚内子」の語を用いている。この異同の意義については、さしあたりここでは取り上げないものとする。

<sup>7</sup> 呂国強「人工授精民事法律問題之探討」中国法学1991年1期、77頁。

<sup>8</sup> 同上。

<sup>9</sup> 同上、80頁。

## (2) 1987年事件10

A(女)はB(男)と結婚後5年出産することがなかった。医師の治療を経て、 Aは出産能力を回復した。しかし、Bの肉体的な欠缺により、Aはなお妊娠し なかった。1985年にA、B双方は医師へ「非配偶者人工授精」を用いた妊娠の 要望を打ち出した。1986年4月に、Aは男子一人を分娩した。AとBの父母は いずれもこの事実を知らず、Bの家族が生まれた嬰児がBに似ていないので疑 問を生じた時に、Bは手のひらを返して、Aが人工授精技術を行うことへの同 意を否認し、嬰児の戸籍の申請に同意せず、子についての扶養義務を負うこと も望まなかった。Aは法院に訴えた。法院は以下のように判決した。(1)双方 の離婚を認める。(2)生まれた子はAが扶養するものとし、Bは子の扶養費と して人民元18元を法院の判決の日から毎月給付し、独立して生活する日までで 終了とする。

判決理由。原告Aが「非配偶者人工授精」の手術を実施した時、被告Bは明 らかに知っていたので、生まれた子は被告Bの擬制血族とみなさなければなら ず、養父子の権利と義務により処理しなければならない。

## (3) 1988年事件11

原告C(女)は被告D(男)と結婚後一貫して出産することがなかった。後 に双方の協議を経て、某医院の医師の指導の下、被告Dは自宅で自らAID手術 を行い、間もなく女子一人を出産した。後にC自身の考えと感情の変化により、 Dとの離婚を請求した。Dは離婚に同意したが、人工授精で生まれた女児とD は自然の血縁ではないので、扶養義務を負うことを望まなかった。法院は以下 のように判決した。(1)双方の離婚を認める。(2)双方が生んだ女児はCが扶 養するものとし、Dは子の扶養費として人民元20元を法院の判決の日から毎月 給付し、独立して生活する日までで終了とする。

判決理由。人工授精で生まれた女児は原告・被告の婚姻関係の存続期間に双 方の同意を得て生まれたので、被告は子に対して扶養義務を尽くさなければな

<sup>10</sup> 同上。

<sup>11</sup> 同上。

88

らない。

#### (4)小括

以上の通り、上述の人工授精によって生じた2つの紛争についての法院の判断の結果は、確かに結論としては一致しているものであり、男側がいずれも子の扶養義務を負うというものであった。しかし、判決理由から見れば両者には違いがある。すなわち、後者は人工授精子と生んだ母の夫の法律関係を、父母と子の間の権利と義務の関係によって判断しているのに対し、前者は人工授精子と生んだ母の夫の法律関係について、養父母と養子の権利と義務の関係によって判断しているのである<sup>12</sup>。

人工受精子の法的地位を確定することは、子の地位の安定のためにも大変重要であるが、AID子の場合、それを婚内子とするのか婚外子とするのか、婚内子とするとして実子とするのか、養子とするのか、継子とするのかが問題となる。この問題は、子への扶養責任や親への扶養、監護や相続にも影響するので、大きな争いとなる。この点について、①継父子関係とする説、②養父子関係とする説、③実親子関係とする説があるが、現行法には規定が無く、司法解釈も無く、上述のように司法の実務においても統一的な見解はないなかで、学説においても通説的な見解はないと解されている<sup>13</sup>。

## 2 公報案例での扱い

## (1)背景

人工授精子、特にAID子と父の法的関係については、立法や司法解釈、裁判 実務および学説において統一的な見解が無かったところ、いくつかの事例が「最 高人民法院公報」に案例などの形で紹介された。その法的な位置づけについて は不確定なところもあるが、幅広く知られるものとなったことは間違いない。 この点、「最高人民法院公報」に掲載された初めての関連事例とされるのが「人

<sup>12</sup> 同上。

<sup>13</sup> 同上、80-81頁、烏蘭「人工生育子女法律地位探析」内蒙古工業大学学報(社会科学版)2002年1期、64-65頁参照。

工授精子扶養紛争事件 [人工授精子女撫養糾紛案]」であり、その後いくつかの事例を経て、後に「最高人民法院公報」に掲載され、さらに指導性案例として公表される、というプロセスをたどったのが、「李雪花、範洋が範祖業、滕穎を訴えた相続紛争事件」である。この2つの事件は以下のようなものである。

## (2)人工授精子扶養紛争事件14

原告。某女。

被告。某男。

原告某女は、被告某男と婚姻および子の扶養の紛争が生じたことにより、基 層人民法院に訴えを提起した。

原告は以下のように訴えた。双方は結婚後感情が合わず、常々争っていた。 被告は私と家族について関心が無く、感情は徹底的に破たんするに至った。そ こで、被告と離婚すること、子は私の扶養として、被告が扶養の費用を負担し なければならないこと、各自の住居に置かれている財産は各自の所有とするこ とを請求する。

被告は以下のように主張した。夫婦の感情は確かに既に破たんしているが、 やはり和を以って好しと為す [以和為好] べきであり、もし離婚を堅持するの であれば、私も同意する。子は私の同意を得ずに、人工授精手術を受けて生ま れたので、私とは血縁関係が無い。もし子を私が扶養教育するのであれば、私 が扶養費用を負担することはできるが、もし原告が扶養するのであれば、私は 扶養費用を負担しない。原告の財産の分割についての意見には同意する。

この事件を受理した人民法院は非公開の審理により以下のことを明らかにした。原告某女は、被告某男と1978年7月に結婚し、結婚後多年にわたり不妊であったので、医院で検査を受けたところ、某男に出産能力 [生育能力] がなかった。1984年後半に、夫婦二人は知人を通じて医院を訪れ、某女に人工授精手術を2回行ったが、いずれも成功しなかった。1985年初めに、二人は医院を訪れ、また某女に人工授精手術を3回行った。間もなく、某女が妊娠し、1986年1月

<sup>14 「</sup>人工授精子扶養紛争事件 [人工授精子女撫養糾紛案]」最高人民法院公報1997年1期、26頁。

に一子を出産した。その後、夫婦双方が生活の雑事で常々けんかをするようになり、また長期にわたり別居したことによって、感情が破たんするに至った。

受理した人民法院は以下のように判断した。原告某女と被告某男の夫婦の感 情が確実に既に破たんしており、法院調停を経て、双方が離婚に同意したので、 「中華人民共和国婚姻法」25条の規定によって、離婚を認めなければならないが、 婚姻関係の存続期間に生まれた子は、夫婦双方が書面での同意手続のない状況 下で、人工授精の方法を採用して生まれた子である。人工授精を実施した時、 某男はいつも現場におり、なおかつ反対または異なる意見を打ち出してはおら ず、子の出生後の10年において、某男は一貫して実子「親生子」と同視して養 育しており、夫婦に矛盾が生じた後に別居して往来のない時であっても、某男 はなお扶養費を送っていた。最高人民法院は1991年7月6日の「夫婦関係存続 期間に人工授精によって生まれた子の法律関係に関する返信[関于夫妻関係存 続期間以人工授精所生子女的法律地位的復函]」の中で「夫婦関係存続期間に おいて、双方が一致して同意して人工授精を行って生まれた子は夫婦双方の婚 内子とみなさなければならず、父母と子の間の権利義務関係には「婚姻法」の 関係規定を適用する」と明確に指摘している。「婚姻法」の立法趣旨および最 高人民法院の返信 [復函] の規定に基づけば、某女と某男の婚姻関係存続期間 に生まれた子は、夫婦双方の婚内子とみなさなければならない。某男は現在、 某女の行った人工授精手術への当初の同意を否認しており、なおかつそれに よって子の扶養義務についての負担を拒絶しているが、その理由は成立しない ものである。

「婚姻法」第15条および第29条の規定により、子がいずれの一方と一緒に生活しているかを問わず、父母いずれも子についての扶養教育の義務を有する。最高人民法院「人民法院が離婚事件を審理して子の扶養問題を判断することに関する若干の具体的意見[関于人民法院審理離婚案件処理子女撫養問題的若干具体意見]」第5条の「10歳以上の未成年の子が父と一緒または母と一緒に生活することについて父母の双方に紛争が生じた場合は、子の意見を考慮しなければならない」ことに関する規定に基づき、子本人の意見を求めることを経て、子が母親と一緒に生活することを希望すると意思表示するのであれば、同意しな

ければならない。「婚姻法」第31条の規定によれば、夫婦双方が共同財産の分割について協議して一致したのであれば、法院は関与しない。これにより、当該人民法院は1996年7月15日に(以下の通り)判決した。

- 一、原告某女、被告某男の離婚を認める。
- 二、子は原告某女が扶養教育するものとし、被告某男は1996年7月分から毎月子の扶養費130元を支払うものとし、独立して生活した時までで終了する。
- 三、財産分割には双方とも争いが無い。

判決後、某女、某男のいずれも上訴しなかった。

## (3)李雪花、範洋が範祖業、滕穎を訴えた相続紛争事件<sup>15</sup> 判決

- 1. 夫妻関係の存続期間において、双方が他人の精子を利用することに一致して同意し人工授精を行ない、女が妊娠した後、男が前言を取り消したにもかかわらず、女が当該子女の出産を堅持した場合、当該子女が夫妻関係の存続期間に出生したか否かを問わず、夫妻双方の婚内子[婚生子女]とみなさなければならない。
- 2. もし夫妻の一方がした遺言の中に胎児のために留保した遺産割合がない場合、「中華人民共和国相続法」第19条の規定により、当該部分の遺言の内容は無効である。遺産分割時には、「中華人民共和国相続法」第28条規定に照らして、胎児のために相続割合を留保しなければならない。

## 事案の概要

原告の李某は以下のように訴えた。江蘇省南京市某住宅小区に位置する306 号室の家屋は、同人と被相続人である郭某順の夫妻共同財産である。郭某順が 病により死亡した後、その子である郭某陽が出生した。郭某順の遺産は、妻で ある李某、子である郭某陽と郭某順の父母すなわち被告の郭某和、童某某等の

<sup>15 「</sup>李雪花、範洋が範祖業、滕穎を訴えた相続紛争事件 [李雪花、範洋訴範祖業、滕穎継承糾紛案]」 最高人民法院公報、2006年07期。なお、本件については後述のように、後に指導性案例として採用され、これを分析した別稿があるので、事案の詳細等については前掲注4論文を参照されたい。

法定相続人が共同相続しなければならない。法院は相続財産分割時に、郭某和、 童某某には自己の不動産と退職年金[退休工資]があるが、李某には固定収入 がなく幼児を養育しなければならない状況であることを考慮し、李某と郭某陽 に配慮するよう請求した。

被告の郭某和、童某某は以下のように弁論した。子である郭某順が生前に残した遺言は、306号室を2被告に贈与することを明確にしており、ゆえに当該不動産について法定相続が適用されない。李某が生んだ子と郭某順には血縁関係が存在しないので、郭某順が遺言の中で、彼はこの人工授精で生まれた子は要らず、彼は自己がガンを患っていると知った後に、李某にこの子は要らないと既に表明していたが、李某は自ら子を産むことを堅持した。したがって、李某が子について責任を負うべきであり、子を郭某順の相続人として列することはできない。

法院は、審理を経て以下のことを明らかにした。1998年3月3日、原告の李 某と郭某順は婚姻の登記をした。2002年、郭某順は、自己の名義で本件の建築 面積45.08平米の306号室の家屋を購入し、かつ家屋財産権の登記の手続きを 行った。2004年1月30日、李某と郭某順は、共同で、南京軍区南京総医院生殖 遺伝センターと人工授精協議書を締結し、李某に人工授精を実施し、その後、 李某は妊娠した。2004年4月、郭某順は、病により入院し、そこで自分がガン を患っていると知った後、李某にこの子は要らないと表明したが、李某は人工 堕胎に同意せず、子の出産をしたいと堅持した。5月20日、郭某順は、医院で 自筆遺言を行い、遺嘱の中で彼はこの人工授精で生まれた子は要らず、なおか つ306号室の家屋は父母である郭某和、童某某に贈与すると言明した。郭某順は、 5月23日に病気で亡くなった。李某は、当年10月22日に1人の子を出産し、郭 某陽と名付けた。原告の李某は無職であり、毎月最低生活保障金を受け取って いるほか、固定的でないアルバイト収入があり、なおかつ夫妻関係存続期間の 共同貯蓄18705.4元がある。被告である郭某和、童某某は、郭某順の父母であり、 同じ住宅小区画の305号室に住んでおり、いずれも退職年金がある。2001年3月、 郭某順は店を開店し、童某某から8500元の借金をした。

南京大陸不動産鑑定士事務所有限責任会社〔南京大陸房地産估価師事務所有

限責任公司]は、法院の委託を受けて、2006年3月に本件306号室家屋について評価を行い、評価された不動産価格は19.3万元であった。

## 裁判結果

江蘇省南京市秦淮区人民法院は、2006年4月20日に以下のような一審判決を出した。本件の306号室の家屋は、原告である李某の所有に帰すものとし、李某は、本判決の効力が生じた日から30日以内に、原告である郭某陽に33442.4元を給付し、当該金員は郭某陽の法定代理人である李某が保管するものとし、李某は本判決の効力が生じた日から30日以内に、被告である郭某和に33442。4元を給付し、被告である童某某に41942。4元を給付するものとする。一審判決言い渡し後、双方の当事人はいずれも上訴しなかったので、判決は法的効力を生じた。

## (4)小括

このような裁判事例からは、裁判実務においては婚内子の推定ないし否認が行われていると見ることができる。この点、確かに、中国の「民事訴訟法」は未だ推定を証明方法の1つとしていないが、しかし最高人民法院の1992年「民事訴訟法を適用する若干の問題の意見[適用民事訴訟法若干問題的意見]]第75条第3項は、「法律の規定または既に知っている事実に基づいて、推定できる別段の事実」を当事者が挙証する必要のない事実の1つであると規定している。この司法解釈および関係する証拠理論に基づけば、推定を法律上の推定と事実上の推定に分けるのが一般的であるとされる。このほか、学理研究上においては、学者が異なる基準に基づく他の分類も行っている16。もっとも、法律で明確に規定していないとしても、中国の司法実務において、推定を運用して事業を審理する例がないわけではないと解されている17。すなわち、上述(2)人工授精子扶養紛争事件について、「法院は、事件の事実に基づいて、男側が人工授精手術の実施の時に反対または異なる意見を打ち出していなかったという

<sup>16</sup> 斉樹潔=王暉暉「証拠法中的推定問題研究(一)」河南公安高等専科学校学報2002年2期、11頁。

<sup>17</sup> 同上。

行為を手術に同意する行為と推定し、なおかつ関係する司法解釈に基づいて、 双方が人工授精手術によって出生した子を夫婦の婚内子と推定し、夫婦は子に ついて双方とも扶養義務があるとした<sup>18</sup>」と評価する見解があり、注目に値す る。

また、関連の司法解釈にまで目を広げてみると、中国の「婚姻法」には婚内 子の否認の規定は無いが、最高人民法院(法(研)復[1987]20号)では「…… 双方の当事者が親子鑑定の実施に同意した場合については、一般に認めるべき であるが、一方の当事者が親子鑑定の実施を要求する場合、または子が既に三 歳を超えている場合は、具体的な状況を見て、厳格に取り仕切らなければなら ず、その中で親子鑑定の実施が必要であるときは、当事者および関係者の考え 方をうまく調整する作業もしなければならない。「9」と規定する。したがって、 婚内子の否認の請求権の基礎とみなすことができるのは、以下の数点が確定し ていることであるとされる。すなわち、①中国の実務で承認されている婚内子 の身分の否認の訴えの場合、②父母双方がいずれも親子鑑定手続きを開始して もよい場合、③父母の一方が親子鑑定を提起し厳格に取り仕切る場合、④子が 既に3歳を超えていて、親子鑑定を認めるか否かを厳格に取り仕切らなければ ならない場合、である<sup>20</sup>。しかし、この司法解釈にはなお以下のような欠缺が ある。(a)親子訴訟の適用の場面を明確にしていないこと、(b)訴える権利[訴 権〕を誰が有しており、それは婚内と推定される父なのか、血縁[親生]の父 なのか、母および子なのか、(c)否認の訴えの訴訟時効、である。ゆえに、こ の司法解釈によっても、やはり判断できない問題は残るという指摘がある。

また、妻が、夫からではなく妊娠して、なおかつ婚内子と推定することができない例外的な適用場面については、婚内子の否認の理由とみなされなければならないということである。しかしながら、妻が、夫からではなく妊娠したこ

<sup>18</sup> 同上。

<sup>19 1987</sup>年 6 月15日最高人民法院「人民法院の裁判業務中においてヒト白血球抗原での親子鑑定を採用できるか否かの問題に関する批復 [関于人民法院在審判工作中能否採用人類白細胞抗原作親子鑑定問題的批復]」。

<sup>20</sup> 張紅「婚生子女推定之撤銷—最高人民法院法(研)復[1987]20号之解釈適用」云南大学学報(法学版)2010年4期、15頁。

<sup>21</sup> 同上。

とで、婚内子の身分が否認されると必然的に導き出されるのだろうか、と述べて婚内子の否認の範囲ないし理由を限定的に解すべきという指摘がある<sup>22</sup>。

例えば、「母の夫が出産 [生育]能力を備えておらず、母とその夫が同意を得て、第三者の精子を採取し母体に入れて妊娠したことにより生まれた子は、婚内子か否か。このような場面もやはり妻が夫からではなく妊娠することには属するが、もしこれを婚内子と推定しないとすると、社会通念に反することになりはしないだろうか<sup>23</sup>。」という疑問が呈される。この点、ドイツ民法典(BGB)第1600条も参照し、「中国の最高人民法院(91)民他字第12号は「夫婦関係存続期間において、双方が一致して同意して人工授精を行い、これによって生まれた子は夫婦双方の婚内子とみなさなければならず、父母と子の間の権利義務関係には「婚姻法」の関係規定を適用する。」と規定する。つまり、中国の実務においては、人工受精の子の地位は婚内子と同等であるとみなしている。妻が夫からではなく妊娠しても、子の婚内身分が否認されると必然的に導き出されるわけではないということである。すなわち、人工受精によって生まれた子には婚内子身分の否認制度は適用されないのである。

また、「最高人民法院(法(研)復 [1987] 20号)は、婚内子の否認の訴えが、性質上は確認の訴えに属するものであることを確認しており、すなわち夫と婚内子の血縁関係が無いという事実を確認するものである。ただし、この解釈は否認の訴えの理由を規定しておらず、学説による補填が待たれるところである」。そして、妻が、夫からではなく妊娠することは否認の訴えの理由の1つとするべきであると考える。論者により、「妻が、その夫から妊娠したのではない具体的な状況について、学説上では基本的に、夫に生殖能力が無い、夫が子の妊娠期間に子の母と同居していないという事実、親子鑑定の結論等が確かにあること、としている。これがこの司法解釈で規定していない婚内子の否認の適用場面の根拠を補足するものとなっている<sup>24</sup>」と指摘されている。

<sup>22</sup> 同上、16頁。

<sup>23</sup> 同上。

<sup>24</sup> 同上、16-17頁。

#### 3 公報案例から指導性案例50号へ

上で紹介した「李雪花、範洋が範祖業、滕穎を訴えた相続紛争事件」は、そ の後、若干の編集を経て、指導性案例50号として採用された。つまり、中国で は、AID子と父の関係を決定するにあたり、立法や司法解釈などがなく、実務 での扱いが分かれているというところ、最高人民法院公報ではいくつかの事例 が紹介されていた。その中で、1つの事例が最高人民法院が指導性案例50号と なり、公布されたのである。このようないきさつの背景や意義については明ら かではないが、この事例の扱いが何らかの意味でワンランク上がったと見るこ とはできよう。そして、この指導性案例は、父母の間での同意を直截に契約と 捉え、その契約の過程で詐欺等の瑕疵がなければ、これを事後的に任意に取り 消すことはできないとして、同意した者との父子関係ないし母子関係を認める ということを明らかにするものであった。中国の婚姻法には、日本法における 嫡出推定や嫡出否認の制度は無いが、実務的には中国でも婚内子の推定や否認 が行われているとされ、そのような学説の議論も展開されている。一般的な婚 姻関係のみで出産権に関する明確な同意やその推定はないと解されるものの、 当事者の意思ないし契約関係を重視していこうとする姿勢が見て取れるもので ある。

## Ⅲ むすび

中国では、一人っ子政策の影響もあり、人工授精による生殖補助医療が一般 化しているところ、いまだに統一的な法律はない。その中で、本稿では、裁判 実務において、人工授精子、特にAID子と父の法的関係について、婚姻の存続 期間という事実を重視し、その意思ないし契約関係を基準として、日本の嫡出 推定ないし否認に相当する婚内子の推定ないし否認を運用していることを明ら かにした。

もっとも、この分析だけでは十分ではない。例えばAID子以外の生殖補助医療出生子をどのようにとらえるかを総合的に検討する必要があるだろう。一例として、「吉林省人口与計画生育条例」(2002年9月制定、2014年3月最終改正)

28条 2 項が、婚姻適齢に達した女性が結婚しないと決め、子がいない場合、生殖補助医療技術を用いて子を一人生むことができる、としている<sup>25</sup>ことなど、注目すべき点がある。事例も多数公表され、学説の展開も早い。また、生殖補助医療の現状と実態を詳しく知る必要もある。残された課題としたい。

## 付:人類補助生殖技術管理辨法

人類補助生殖技術管理辦法25

(中華人民共和国衛生部令第14号、2001年2月20日公布、2001年8月1日施行)

## 第一章総則

第1条 人類補助生殖技術の安全を保証し、発展を有効かつ健康なものとし、 人類補助生殖技術の応用と管理を規範化し、人民の健康を保障するために、本 辦法を制定する。

第2条 本辦法は人類補助生殖技術を展開する各種の医療機関に適用する。

第3条 人類補助生殖技術の応用は医療機関内で行わなければならず、医療をもって目的とし、なおかつ国家計画出産政策、倫理原則および関連する法律の規定に適合しなければならない。いかなる形式の配偶子[配子]、受精卵[合子]、胚の売買も禁止する。医療機関および医療従事者は、いかなる形式の代理出産技術も実施してはならない。

第4条 衛生部は全国の人類補助生殖技術の応用の監督管理業務を主管する。 県級以上の地方人民政府の衛生行政部門は当該行政区域内の人類補助生殖技術

<sup>25</sup> 國谷知史「家族法」高見澤磨=鈴木賢編『要説中国法』東京大学出版会、2017年、170頁注7参照。 26 人類補助生殖技術管理弁法(2001年)については「資料:中華人民共和国『人類補助生殖技術管

<sup>75</sup> 人類補助生殖技術管理升法(2001年)については「資料:中華人民共和国「人類補助生殖技術管理弁法」(2001年)」CLSS Etudes 1 号、2003年 4 月、79-81頁が紹介されている。

98

の日常的な監督管理に責任を負う。

#### 第二章 審査

第5条 衛生部は区域の衛生計画、医療の必要性および技術的条件等の実際の 状況に基づいて、人類補助生殖技術応用計画を策定する。

第6条 人類補助生殖技術の展開を申請する医療機関は下に列記する条件を満たさなければならない。

- (一)展開する技術に相応する衛生専門技術要員およびその他の専門技術要員を 有する
- (二)展開する技術に相応する技術および設備を有する
- (三)医学倫理委員会を設置して有する
- (四)衛生部が制定する「人類補助生殖技術規範」の要求に適合する

第7条 人類補助生殖技術の展開を申請する医療機関は所在地の省、自治区、 直轄市の人民政府の衛生行政部門へ下に列記する文書を提出しなければならな い。

- (一)フィージビリティ報告
- (二)医療機関の基本状況(包括ベッド数、診療科設置状況、人員状況、設備および技術条件の状況等を含む)
- (三)展開を計画する人類補助生殖技術の業務の項目および技術的条件、設備的 条件、技術要員の配置状況
- (四)人類補助生殖技術を展開する規章制度
- (五)省級以上の衛生行政部門が提出を規定するその他の資料

第8条 夫の精液による人工授精技術の展開を申請する医療機関は、省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門が審査・認可する。省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門は前条で規定する資料を受領した後、関係する専門

家を組織して論証することができ、なおかつ専門家が論証した報告を受領した 後30業務日以内に審査を行い、審査に同意する場合は、認可証書を発給するも のとするが、審査に同意しない場合は、申請組織に書面で通知する。

精子提供による人工授精および体外受精 - 胚移植技術およびその派生技術の 展開を申請する医療機関については、省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行 政部門が一次審査意見を提出し、衛生部が審査認可する。

第9条 衛生部が省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門による一次審査意見および資料を受領した後、関係する専門家を招聘して論証することができ、なおかつ専門家の論証報告を受領した後45業務日以内に審査を行い、審査に同意する場合は、認可証書を発給するものとするが、審査に同意しない場合は、申請組織に書面で通知する。

第10条 人類補助生殖技術の展開を申請する医療機関は「医療機構管理条例」の関係規定に照らして、省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門または衛生部が認可証書を発し、その医療機関の業務執行許可証の衛生行政部門の登記変更手続を行う。

第11条 人類補助生殖技術の認可証書は2年ごとに1度点検し、点検は原審査 認可機関が行う。点検に合格した場合は、人類補助生殖技術の展開を継続する ことができるが、点検に不合格の場合は、その認可証書を回収する。

## 第三章 実施

第12条 人類補助生殖技術は必ず認可を経て登記がなされた医療機関の中で実施されなければならない。衛生行政部門の認可を経ていない場合、いかなる組織および個人であっても人類補助生殖技術を実施してはならない。

第13条 人類補助生殖技術の実施は衛生部が制定する「人類補助生殖技術規範」

の規定に適合しなければならない。

第14条 人類補助生殖技術の実施は事情を知り同意する原則を遵守しなければならず、なおかつ事情を知る同意書に署名しなければならない。倫理問題にわたる場合は、医学倫理委員会の議論を提出しなければならない。

第15条 精子提供人工授精および体外受精 – 胚移植技術およびその各種の派生技術を実施する医療機関は衛生部の認可した人類精子バンクと精子提供協議を締結しなければならない。無断での精子採取は厳禁とする。

医療機関が人類補助生殖技術を実施する時は精子検査合格証明を求めなければならない。

第16条 人類補助生殖技術を実施する医療機関は当事者の秘密保持のために、 関係する情報を漏えいしてはならない。

第17条 人類補助生殖技術を実施する医療機関は性別の選択を行ってはならない。法律法規で別段の規定がある場合は除く。

第18条 人類補助生殖技術を実施する医療機関は健全な技術記録保管管理制度 を打ち立てなければならない。

精子提供人工授精医療行為の方面での医療技術記録保管および法的文書は永 久に保存しなければならない。

第19条 人類補助生殖技術を実施する医療機関は人類補助生殖技術を実施する 要員に対して医学業務および倫理学の知識の研修をしなければならない。

第20条 衛生部の指定する衛生技術評価機関は人類補助生殖技術を展開する医療機関に対して技術品質測定および定期評価をする。技術評価の主要な内容は 人類補助生殖技術の安全性、有効性、経済性および社会的影響である。測定結

大東ロージャーナル 第14号

果および技術評価報告は医療機関の所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の 衛生行政部門および衛生部に報告して記録しなければならない。

#### 第四章 処罰

第21条 本辦法の規定に違反して、認可されずにみだりに人類補助生殖技術を展開する非医療機関は、「医療機構管理条例」第44条の規定に基づいて処罰するものとし、上述の違法行為のある医療機関については、「医療機構管理条例」第47条および「医療機構管理条例実施細則」第80条の規定に基づいて処罰する。

第22条 人類補助生殖技術を展開する医療機関が本辦法に違反し、下に列記する行為の一つがある場合は、省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門が警告を行い、3万元以下罰金とし、なおかつ関係する責任者は行政処分とするが、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

- (一)配偶子、受精卵、胚の売買
- (二)代理母技術の実施
- (三)「人類精子バンク認可証書」の無い機関が提供する精子の使用
- (四)性別の選択をみだりに行う
- (五)人類補助生殖技術の記録保存の実施が不健全
- (六)指定技術評価期間の検査を経て技術品質が不合格である
- (七) その他本辧法の規定に違反する行為

## 第五章 附則

第23条 本辦法の公布の前にすでに人類補助生殖技術を展開している医療機関は、本辦法の公布の後3か月以内に所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門に申請をして、省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門および衛生部が本辦法に基づいて審査し、審査に同意する場合は、認可証書を発給するが、審査に不同意の場合は、人類補助生殖技術サービスを再び展開して

はならない。

第24条 本辦法でいう人類補助生殖技術とは医学技術および方法を運用して配偶子、受精卵、胚について人工的な操作を行い、もって妊娠を達成することを目的とする技術を指し、人工授精と体外受精 – 胚移植技術およびその各種の派生技術に分けられる。

人工授精とは人工の方式を用いて女性の体内に精液を注入し、もって性交に替えて妊娠させる方途の一種の方法を指す。精液の出所の違いに基づいて、夫の精液の人工授精と精子提供による人工授精に分けられる。体外受精 – 胚移植技術およびその各種の派生技術とは女性の体内から取り出した卵子をシャーレ内で培養した後、技術的に処理した精子を加えて、卵子の受精を待った後、培養を継続し、早期の胚が形成された時に、再び子宮内に移して着床させ、胎児に発育させてそのまま分娩する技術を指す。

第25条 本辦法は2001年8月1日から施行する。

\*本研究はJSPS科研費26870591の助成を受けた研究成果の一部である。